

第三十四回国会
衆議院 文教委員会 議録 第七号

昭和三十五年三月十六日(水曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 大平 正芳君

理事稻葉 修君 理事白井 莊一君

理事高見 三郎君 理事西村

理事長谷川 保君 理事小牧 次生君

木村 守江君 進藤 一馬君

竹下 登君 濱野 清吾君

松永 東君 八木 徹雄君

金丸 德重君 山崎 始男君

鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 松田竹千代君

出席政府委員

文部政務次官 宮澤 喜一君

出席府事務官 (初等中等教育局長) 内藤譽三郎君

文部事務官 (大学学術局長) 小林 行雄君

文部事務官 (文部事務官) 清水 康平君

委員外の出席者 (文部事務官) 春山順之輔君

文部事務官 (文部事務官) 沢谷 敬三君

文部事務官 (文部事務官) 高部 益男君

文部事務官 (文部事務官) 陰課長

厚生技官 (公衆衛生局) 高野 武悦君

厚生技官 (公衆衛生局) 阿曾村千春君

厚生技官 (公衆衛生局) 石井 錠君

三月十五日
委員金丸徳重君、杉山元治郎君及び堀昌雄君辞任につき、その補欠として成田知巳君、勝間田清一君及び原彪君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員成田知巳君辞任につき、その補欠として金丸徳重君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

高等学校の定時制教育及び通信教育に関する件

○大平委員長 これより会議を開きます。

する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び攻令で定める実習助手に限る。」こということになります。

おりますが、この種の学校に勤務する職員はかくに、たとえば事務職員、こ

ういう種類の者があるかと思うのですが、これらが含まれていないことにつ

いて、どういうわけで事務職員が含まれていないか、その理由でございま

す。大体事務職員だけだと思いますが、なおこのほかにも職員でそういう

種類の者がありますかどうですか、そ

の点についてもちょっと伺いたいと思

います。

○白井委員 今日は理由で、大体実際教

育に当たっている校長及び教員とい

うのは職務が非常に複雑であり、また困

難の責任の度合いということで、夜間

とか昼間とかいうことのあれでなく、

そういう特殊性によって支給すること

になつた、しかし事務職員は定期制及

び通信教育についての特にそういう困

難があるとかないとからふう今の

御説明であります。一般的の受けける感

覚によると、何か事務職員だけがのけ

りにされたという感じでございま

す。そういう感じがするので実はお伺

いしたわけですが、やはり事務職員で

も教員の資格を持っている者が多いの

じゃないかと思うのですが、それらの

点についてちょっとお伺いしてお伺

す。

○内藤(譽)政府委員 このたびの法律

によりまして定期制通信教育手当を受

けない者は事務職員のみでござります。

事務職員につきましては、夜間に勤務

しておるという点においては確かに同

じでござりますけれども、本来この定

時制通信教育という教育の形態は、全

て、昼夜の場合もそうですが、少人数

である。単に夜間といふことだけでも

外指導その他家庭訪問、あるいは家庭

及び職場における教育との関連性の問

題、その他幾多の複雑な問題があり、

教育上困難である、こういう理由に基

づきましたので、事務職員は、これは

いま一つ申し上げたいのは、たとえ

ば通信教育の場合では、これはほとん

ど夜間は勤務いたしておりませんし、

まして、昼夜の事務をやつておる他の

ことでございますので、今回は定期制

職員との均衡の問題もあるわけでござ

ます。夜間の場合になりますと、他の公務員との関連もござりますので、他事務職員まで含めますことはいかがか

と思いまして省いたわけでございま

す。

○白井委員 次に国立学校設置法の一

部を改正する法律案につきまして簡単

にお伺いいたしたいと思います。今度

この法律によりまして短期大学あるい

は学部等ができたのであります。今度

で見るところ、大体現在科学技術振興と

いう線に沿つて理科系統の学部あるい

は学科等が多いようになります。

ですが、この学部、学科で科学技術系

でないものがありますかどうですか、

その点を一つお伺いいたします。

○小林(行)政府委員 御承知のように

職員は資格がございません。ですか

ら、どういう方でも事務に従事するも

のでござります。教員の資格を持つた

人も間々あるかと思いますけれども、

これは本来教員になるべき方でござい

ます。そこで、明年度でこの科学技術者養成計画

に対応する数のスタートは切り得るの

ではないか。三十五年度にこの理科系

と申しますか、科学技術者系以外の

もので増設されるものと申しますと、

科学技術者養成計画を数年前から立

ておるところです。その実施をしてきております

が、明年度でこの科学技術者養成計画

ではあります。三十五年度にこの理科系

と申しますか、科学技術者系以外の

もので増設されるものと申しますと、

香川大学の商業短期大学、これは商業

科でござります。これは御承知のよう

に夜間の短期大学ということでござい

ます。動労青年に勉学の機会を与える

よろという趣旨が強く打ち出されたものでございます。これは香川県、こと

に地元高松地方の非常に強い要望に

よって商業学科の短期大学部を作ること

でございまして、それだけ

でござります。

○白井委員 今伺います香川短期大学

が商業の方の一学部ができたといだ

けで、あとは理科系系統で、大体科学技術振興といふ線に沿つてこりら増設をされておるようであります。二ヵ年計画年八千人増員でございますか、あれはすでに一応達成されたようであります。が、今後さらに三ヵ年計画なり何なりで、産業発展に従つて、経済企画庁の将来の産業発展度合い等の調査に基づいて、計画をお立てになる御用意があるのですかどうですか、その点を一

○小林(行政政府委員) 今後の科学技術者養成計画につきましては、科学技術庁が中心になりますて、今後十年間位にどれだけの科学技術者が必要になつて立てる事になつております。文部省によつたしましても、文部省の関係する範囲内におきましてはいろいろな実態調査を行なつて、この計画に参画することにいたしております。その計画に基づいて今後の技術者養成的具体的な計画を立てて参りたいと思っております。

非常に多い。これらを利用して、その教育なり産業なりの指導者をそちらの方に派出すといふことが、日本としてふときたときに、モスクワ大学の二万人からいる学生、新しいうつばな学校の中がほとんど科学技術系統の学生、また学部、学科であって、文化系統の方はおろそかにしてゐるわけではないけれども、そういう種類のものはある程度、施設、設備といふものがそつ必要でないといふことからでありますよう、古い建物で勉強している。そこでソ連あたりでも、いかに科学技術者の養成ということに力を入れてゐるかと、いうことを見て参りました。これはひとりソ連の国内の需要を満たすばかりではなく、やはり後進国に対する指導者を出す。これらは西ドイツあたりではずっと前からやつてゐるようありました、が、そういう意図があるようにも伺いました。日本としても今申し上げたような線で、優秀な技術者をしかも大量に養成して、国内の需要を満たすばかりでなく、東南アジアからさらに中近東、アフリカさらには南北、こういう方面に協力することは、日本としての将来の非常にうつばな仕事であり、日本の地位を高めるうえんでもある、こう考えましてそのことを申したのであります。当時は東南アジアがおもな注目の的でありましたけれども、今日においてはアフリカ等においても、今申し上げたようにそういう要望があるということを聞いておりますので、そこで日本としてもこれはひとり国内の産業その他の需要に応ずる

という考え方ばかりでなく、当然これは外務省あたりとも十分連絡をおとりいただいて、国外のそういう要望にも応するような相当難大な見地からの計画を立てる必要がある、かように私は考へるのであります。

そこで大臣にお伺いするのであります。先日大臣の、国立大学はおもに科学技術系統、自然科学の方に力を入れて、私学の方に文科系統の社会科学方面はまかした方がよいではないか、こういうふうなお話が新聞に発表されたのであります。これに対する大臣の考へを一つお伺いしたいと思います。

○松田國務大臣 東南アジアの諸国子弟を養成していかなければならぬといふお話、また広く中南米にもこれを及ぼさなければならぬといふお考へ、このことにつきましては、すでに二年前に、外務省その他の関係省、内閣方面で、御承知の五十億円の資金を出して、東南アジアの開発の面で協力ををして、こうということになつておることは、御承知の通りであります。最近それは經濟企画庁のもとで、法律に基づいてこの五十億円の金を使って、その方面の仕事をやつていこうといふ計画になつておることは御承知だと思いますが、さらにこの問題については、あるいはコロンボ会議その他を通じて、東南アジア開発に向かつていろいろ歩を進めていくことが久しきにわたりて論議されて参りましたけれども、実際にやつていていることとしては、まだまだ目ぼしいものができておらぬと、いうことは言えるかと思うのであります。この点については一つ急いで案を立てて、この受け入れ態勢を整え

て、現実に東南アジア諸国の方の学生その他の技術員の養成に努めていかなければならぬと思つております。私は郵政大臣当時、通信関係の技術員を招いたしたこともございますが、今まで技術方面の学生などもすいぶん日本に参りたいという要望があり、またすでに業を終えた者が帰つていて、なかなか有用な仕事をしておるというところで、先方でもさらにその意欲を伸ばして、多数の学生を送りたいという希望のあります。ただ日本の受け入れの態勢から申しますと、どうも私の今の考え方では、あまりにも窓口が広くなつており、先方でも一体どこへ申し込んでいいのかとまどいするというようなことを言われておるやに聞いておるのであります。事実また、日本の国内事情——民間にもいろいろの団体があり、政府もいろいろ各省にわたってそろした計画もあるというわけで、この点でも受け入れ態勢の整備、窓口を一本にしてやるということも考えてやらなければ、実際においては仕事が進みにくいのじやないか。最近にも相当大量の学生を修練のためによこしたいといふ希望のあることも伺つておりますが、そういう点でまだ遅々として進まぬという状態であります。今度は東南アジア方面の調査のためにそこばく諸国の若き十五、六才の者から、徒弟と言つては譯弊があるかもしませんが、ほんの初等の技術員を養成する。これを国際協力、といつてもアメリカ

ての民間団体などと協力をして、そろしうて行く行くは日本に二千人くらいは収容し得るような大きな特殊な学校を作つて、大蔵当局とも話し合ひをいたし、その準備を進めておるわけでありまえ。三十五年には間に合わないかもしれませんのが、三十六年度には間に合ふようにならうに思つておる次第でござります。

なお最後にお尋ねがありましたが、国立の大学は科学技術者を、人文系系統は私学にとくに希望は、民間にも相当強いものがあることを承知いたしております。しかしこれらの問題は影響するところが非常に大きいのであります。まずいろいろ問題を審議会にかけて、どういふ方針でやることがいいか検討を進めていきたい、かように考えております。

○白井委員 文部省でも、今後の科学技術者養成については、東南アジアの要望にも沿えるよくな計画をお考え中であり、一部はもうすでに実行されているようですが、どうぞこれを大いに進めていただきたいと思います。とともに、大学制度の問題は、これは論じ出すとなかなかむずかしい問題でありますし、いずれまたあらためて別の機会に譲りたいと思いますけれども、大学制度のうちでも科学技術者を養成するということは、今言つたように海外にも非常にこちらに留学したいという希望がある。ただ、これはひとり資金ばかりでなく、日本の学生でも理科系統に入りたなくても入れない、要するにそれだけの収容の能力がない。そこにきてさらに海外からの留学生も養成し、また海外へ出していく科学技術

者をも養成しようとなると、ここで予算においても機構においても相当考えないと、短期間に数多くのそういう技術者を作るということはなかなかむずかしいのではないかと私は考えるのであります。そこで大臣は金のかかるそういう科学技術系統は、国の責任でもつとふやそらうお考えのようですが、これは何も自然科学ばかりを重んじて社会科学の方を軽んずるといふことはもちろんのですが、情勢がそういうふうなので、そういう御意見等が世間に出ていることが反映したかと考えます。一つの考え方であると私は思いますけれども、ただ従来の大学でも、むしろ理科系統が国立といふばかりでなく、旧制の帝大といふような学校あたりは、大学院大学といいますか、大学院の生徒ばかりを入学せしめて、もっぱら学問の研究ということに専念させて、そして学問の深いうんのうをきわめるという、昔何か大学のあれにありましたけれども、そういうあれにして、むしろ社会に出て実際に働くというあれは、ほかの地方の公立大学あるいは国立大学にしても、あるいは私立大学の一私立大学でももちろん大学院がある学校があるのでありますけれども、そういう方面にやらせるよくな一つの考え方必要じゃないか、こう考えるのです。これは私の意見であります。

もう一つこの機会にお伺いしたいのは、新しくできる短期大学であります。が、この前久留米で短期大学を作ったときは、いわゆる専科大学を将来作るのだとう考えのもとにできたわけです。その学科の内容等を私は知らないのでありますけれども、現在の大学制

度の設置基準や何かの法規を見ると、四ヵ年間の大学の期間をただ二年に短縮したような形で、その二年間に専門の技術を専心するというのではなくて、何か四年間の今の大学が、半分は一般教養といふことに力を尽くし、あと半分の二年間で専門の技術を研究するといふような行き方であるようですが、それを短期大学二年間でやりますが、それを短期大学二年間で花嫁大学式の女子の教育を主とする学校ではそれでもいいと思うのですが、少なくとも科学技術方面の中堅クラスの技術者を養成するという行き方だと、二年間の短期大学でそういう行き方だとすると、実際の実力がつかぬじやないかと思うのでありますけれども、現在こういうふうにふやすところの短期大学などは、学科の内容、編成といいますか、そういうもののはやはり從来と同じようにやっていくものでありますか、あるいは特に技術方面的専門の学問の方を深くやるのではありませんか、多少違はあるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたい。

○小林(行)政府委員 今回この法律案でお願いをいたしております北見の短期大学、それからただいま御質問に御指摘のありました久留米の工業短期大学、これらにつきましては、現在の制度では一般の短期大学と同様でございまして、先年文部省が御提案申し上げまして意図した専科大学と内容を同じくするようにはなっておりません。ただ、ただいまお話にございましたように、二年間に一般教養科目それから外國語ももちろんやるわけございませんが、できるだけ専門科目に関連をした基礎科目を重視いたしまして、そ

ういうものをできるだけ取り入れるよういたしておる点が他の一般の短期大学とは違つておると思います。お話を

等では中堅技術者の質をもつと高めてほしいという要望がございますので、そういうことを考えて教科課程の編成をするわけでございますが、現状ではあります。が、将来そういうふうな制度等でございましたように、現在の産業界

大学とは違つておると思います。お話を

ほしいという要望がございますので、そういうことを考えて教科課程の編成をするわけでございますが、現状ではあります。が、将来そういうふうな制度等でございましたように、現在の産業界

大学とは違つておると思います。お話を

ほしいといましたように、現在の産業界

大学とは違つておると思います。お話を

すから、一つ今ることは希望として、私はこの程度で質問を終えたいと思

います。

○西村(力)委員 大臣にお尋ねします

が、学校の教育が十分効果を發揮するためには、その職場に勤く校長、先生

等では中堅技術者の質をもつと高めてほしいといましたように、現在の産業界

大学とは違つておると思います。お話を

ほしいといましたように、現在の産業界

思うのです。それはどういふことかといいますと、これは後ほど詳しくお話ししたいと思うのでござりますが、とにかく夜間の定時制高校なんかでありますと、事務職員は一時半から夜の九時半まで、勤務時間は八時間だということになります。その間対象の生徒は実務についている生徒が多いのであります。余裕を持つた学習はできない。そういう点から学校の管理に対する協力あるいは教務に対する処理の仕方、そういうようなものについても、やはり時間的に余裕がないために投げやりになる状況は否定できない。そうしますと、その跡始末、管理というものは事務職員の過重な仕事となつてくる。あるいは定時制の夜間ですと給食もある、給食の事務もプラスせられる。あるいはまたそういう実務につきながら学習するために、学校に納入すべき授業料その他の金にしましても思ひよるに参らぬ。それを全部集計するにはやはり相当の時間がかかる、手間がかかる。こういうような忍耐強い事務をやらなければならぬ。また先生方の出勤のおそい場合は、普通の学校ですと、朝から事務職員と教員が全部一緒に出勤するが、そうでないとすると、やはり事前の、そういう先生方の出勤しない場合における学校の管理から何から事務職員がやらなければならぬ。そういうような工合にさまざまの他の事務職員と違った業務の特殊的な形態というものがある。こういうことを私たちははつきり認めていかなければならぬじゃないか、こう思うのです。この点に関しては後日またこの法案を上げるときに再度いろいろと自民党さんの方とも話し合いをしまして、政府側

においては私が希望するような方向に努力せられることを期待したいわけなんどございます。

ところで、今除外された職員と同じように定時制手当を出した場合の所要経費というものはどのくらいであるか、これをちょっとお尋ねいたします。

○内藤(譽)政府委員 事務職員の給与につきましては、私どもとしてもだけ考えてなければならないませんけれども、今回の場合は私ども初めから予算の対象にいたしませんので、今計算いたした資料がありませんが、後ほど提出させていただきます。

○西村(力)委員 それはまた後に譲ることにいたしまして、次に国立学校設置法改正の問題でございますが、北見の短期大学、これは短期大学であるが、内容的には教科内容なんかは専科大学と何ら変わらないようにしていくものだ、こう言われましたが、これは何に基づいてそういうことが許されているのか。これは短期大学の基準に基づいて仕組まれなければならない。ところがそこにはいろいろ便宜的に変更を加えて、中堅技能者の養成というところがそこにはいろいろ便益的に変更をされておりますが、佐山さんとおっしゃる方が、教授の勧説というかそういうことが各大学を回られる場合に、これは将来間違なく専大にするんだ、だから事務職員がやらなければならぬ。やはり事前の、そういう先生方の出勤しない場合における学校の管理から何から事務職員がやらなければならぬ。

○小林(行)政府委員 実はこの北見の工業短期大学につきましては、北海道の特に東部の方で非常に強い要望がございまして、今回その設置の運びになつたわけでございますが、地元といたしましては、将来専科大学のようなものができればそういうものにしたいといつて出発をするわけでございます。

○西村(力)委員 この北見の短大の学長に予定されておる——室蘭工大的教授だそうですが、佐山さんとおっしゃる方が、教授の勧説というかそういうことが各大学を回られる場合に、これは将来間違なく専大にするんだ、だから来てもらいたいということを言って回つておるそぞろでございますが、その事実についてははどうですか。

○小林(行)政府委員 私ども、これが発足しましたあとで学長候補者の方が、現在どういふうに教員候補者に話しなさつておるか存じません。たゞ将来の問題といたしましては、専科

設置基準の中でも、一般教養につきまし

てある部分については専門科目の基礎科目を振りかえておくことができるのないことになつておりますので、その範囲内にできるだけ専門科目の基礎となるようなものも取り入れていくことになります。

○西村(力)委員 北見の短大は将来専科大学にする、こういうことを文部省は関係者に対して公言しております。

○小林(行)政府委員 実はこの北見の工業短期大学につきましては、北海道の特に東部の方で非常に強い要望がございまして、今回その設置の運びになつたわけでございますが、地元といたしましては、将来専科大学のようなものができればそういうものにしたいといつて出発をするわけでございます。

○西村(力)委員 お説の通り現状ではとにかく工業の短期大学でござります。

○西村(力)委員 それから次にお尋ねしますが、この北見短大の募集要項といたしましては、この北見短大の募集要項といたしましては、新闘記事にもちゃんと出ておりますが、それによりますと鉄筋二階建、約二千五百平方メートルの校舎を今建築中で、四月一ぱいに完成する予定で、開校式は五月二十日云々、こ

ういう工合に出ておりますが、こういふことは今法案を審議しておる私たちとしましては、実に奇怪な気持がするのです。しかもこの金といふのは一休どこのから出たのか、大臣、こういうことは予算執行の基本に関する問題だと思ふんですが、いかがですか。

○小林(行)政府委員 この北見の工業短期大学につきましては、一応この法案と並行して学校の開設に必要な準備を従来やつてきたわけでございます。

○小林(行)政府委員 私ども、これが否決されたら大臣どうしますか。校舎はで

きました、募集中は始めました、先生はそろいました、否決されたらどうしますか。

○松田国務大臣 否決する権限は国会にあるのでありますから、やむを得ないとい引き下がるより仕がないと思ひます。

なつたものはございませんので、平常の短期大学としてスタートし、当分の間はそのままでいくことにならうと思ひます。

ございまして、この法案の成立前にすれども一方において行政措置として進められておる場合、そういうことであります。それが、そういう工合に既成事実といふ制度がございませんので、短期大学として出発をするわけでございます。

○西村(力)委員 国会に法案を提出される限り、私たちはこれを可決する、否決する、修正する、その権限は独自に持つておる、そういうことであります。それが、そういう工合に既成事実といふものが一方において行政措置として進められておる場合、私たちの審議権に影響はないか、文部大臣どうです。

○松田国務大臣 むろん審議権に私は何ら影響がないと思います。

○西村(力)委員 影響がないといふよ

うな工合におつしきられます。しか

し実際校舎が建築され、どこから金が

出たか知りませんが、これは去年度に

予算が組まれて、その金で作っている

ことではないかと思うんですよ。こうい

うような工合にやられたんじゃ、やは

り否決するわけにはいかぬといふ工合

になつてござるを得ない。これが否決

されたら大臣どうしますか。校舎はで

きました、募集中は始めました、先生は

そろいました、否決されたらどうしま

すか。

○松田国務大臣 否決する権限は国会

にあるのでありますから、やむを得ない

とい引き下がるより仕がないと思ひま

す。

○西村(力)委員 地元の希望に基づいて、また現在の日本の国の要請というか、そういうものに基づいて教育機関の新設というのが行なわれるんだから、いたずらに反対する理由もないわけだろうと思うのでござりますけれども、しかしやはりこういう工合に既成事實を作つて、それを基礎にして国会に審議を強要してくるということ、賛成を強要してくるということ、こういうようなことはあり得てはならないことでありますと私は思うのです。これは将来的問題としてよほど検討してもらわなければならぬ、と思うのです。これが何の金によって作られておるか、おそらく地元あたりの立てかえといふか、何かそういう形でいっておるんじやないだらうかと思うのですが、これは何の金で建設しておるのですか。

○小林(行)政府委員 北見市の方で、この土地建物あるいは機械器具等の建設あるいは整備の費用を寄付するということになつておりますので、私ども市の財源であるというふうに承知をいたしております。その市に対する根源がどこであるかというふうなことにつけでは、私ども現在まだはつきり調査をいたしておりません。

○西村(力)委員 これは国有財産に、あるいは文部省の行政財産に寄付するということはよろしい、採用する約束を与えたのですか。

○小林(行)政府委員 この北見の工業短期大学が発足すれば当然これは国立大学でございますので、この土地建物その他につきましては、國に寄付になるものというふうに考えております。

○西村(力)委員 とにかく国会の審議権にある圧力をかけ、しかも人のふん

どしで自分たちの財産をふやしていくなんということは、まさに何と一いつか、文部省として道徳性に欠けておると言わざるを得ない。(笑声)この点については冗談じやなく、もつとはつきりこういう問題については今後の進め方にについて検討あつてしかるべきじやないかと私は思うのです。こうなつてくれば、やはり圧力は加わりますよ。否決はできませんというような合意になりますよ。その点は今後こういう進め方について検討を願いたいと思う。約束できますか。

○松田国務大臣 西村委員よく御承知の通り、大学が今試験要綱云々で収容力も足りないというような際でもあり、またこれを緩和するために地方に優秀な学校をこしらえて、学生がみな大都市、東京に集中するのを緩和するという考え方も、私は今日の大学入学難のために必要なことだと思います。この場合に地元で強い希望があり、そして地元が自発的に金なり土地なりを拠出して、学校設立に意欲を燃やしておるような場合に、国家としてもこの意欲を受け入れ、そろしてさらには必要な資金を出して、その実現を見るためにもうといふことは、私は何ら差しつかえのないことであると思ひます。それが審議権に圧力を加える云々というようなことは、西村さん自身が毛頭思つておらないことと私は思ひますので、こういふ場合に、私は國として文部省として十分調査をいたし、研究すべきは研究し、これでよろしいということとありますならば、私はめぐら判を押すことになります。私めぐら判を押すことにちゅうちょしないような次第でありまして、今後もなおこれが御指摘になりましたのような危惧すべき点の

の実現を見るようにならなければなりません。そこで、西村（力）委員 動機、目的が善であれば、すべての手続はこれを圖るに当らないというような言い方はよろしくない。文部大臣松田竹千代と衆議院議員松田竹千代の場合は、少し考え方があつてくる。それではありますならば、この前の、去年の国会にこの改正案を出せば文句はない。それだけの慎重さであれば文句はない。今もうできてからあわてふためいて改正案を出して、これを承認する、こういうことではよろしくないと思う。慎重に検討してよろしいとなつたときには——それは一年くらい前にちゃんとそういう方針はきまっておると思う。そうでなければ、きょう学校を建てて、大学を建ててなんということは、それはよろしくないことだ。まあそれはそれとしまして、御検討を願わなければならぬ、こう思うのです。

次に、現在短期大学というものが各地にあります。そもそも短期大学といふのは暫定措置であつて、これは正規の四カ年制の大学に昇格させる、こういう意味で置かれておる。短期大学の将来といふのは、いつの日いか解消されて大学に昇格する。昇格といふが正規のものに移行する、こういうことになつておるはずでござりますが、その方向を文部省としては今でも懸命にたどつておるかどうか、どうです。

○小林（行）政府委員 御承知のように短期大学は、戦後四年制の大学の発足のあとに、その当時の必要性からできましたのでござりますが、お話をございましたように、制度的には当分の間と

いうことになつておるわけでござります。ただ戦後すでに十数年たちました、現状から申しますと、現在ありますと、短期大学のすべてが、四年制大学に轉換すべきもの、あるいは轉換するものといふには言えない実情でござります。発足当時は、二年の短期大学でありましたものが、今までの間に相当四年制のものになつてゐるものもござりまするけれども、この短期大学が将来すべてにわたつて四年制になるといふには、現状では考えられません。それらの点につきましては、将来やはり大學制度全般の問題として検討しなければならぬといふに思つております。

○西村（力）委員 ところが現実にはやはりこれを栄養失調で殺してしまおうという政策が、短期大学には悪質な継母のごとく、よく政府の政策としてはそういうことがある。自治警察を壊滅させようとした場合においては、自治警察の財政裏づけをやらぬ。すなわち栄養を必要限度以下にしか与えぬ。自治体においては何ともしようがない、持ちこたえられなかつた、みな栄養失調で倒れて、国家警察一本になつた。もう巧みに、そういう工合に干からびてしまつて倒れざるを得ないといふ工合にやつておる。この短期大学に対してもそういう傾向なきにしもあらず、こういう工合に思うのですが、そういう悪質な政策を意図しておるかどうか。

られますように努力あつてしかるべきだと思つて、以上で終わります。

○白井委員長代理 小牧次生君

初中局長に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正案について若干お伺いします。

この法案の中に対象として事務職員が除外されるるという点について、私は白井委員からも今御質問がありました。また西村委員からも御質問がございましたが、どうも私は白井委員の質問に対するあなたの答弁がよくわからない。一般的の職員は非常に職務が複雑だということを説明されました。ただそれだけでは明確な理由にならないのじやないかと私は思います。あなたに申し上げるわけであります。が、私は從来、この事務職員の待遇の問題については少なからざる関心を持っています。幾たびかいろいろな法案提出もいたしました。第一には、教育公務員特例法による特例を受けさせるようにならざるか、同じ学校の職場において先生方と似通った仕事をしておるというような意味で、身分法の改正もあなたに要求したことのあるのです。それからまた学校教育法の一部改正について、事務職員は特別の事情のある場合は置かなくてもよろしいといふ条項をとつて、できるだけ年次計画をもつて各学校に配置ができるように、それによって学校教育が進展できるようすべきではないかと言つた。ところがいずれもこれはなかなか実現が困難である。この点私はまことに遺憾に思つておる一人であります。また今回の今申し上げた法案の一部改正の中に事務職員が除外されておる。

こうなつてくると、これはことさら区別して一段下の方に見ておられるのではないかといふ印象を、おそらくこれは私だけではなくて大多数の方がお持

ちになるのではないかと思うのです。私はもっと明確に根拠をお示し願いたいと思います。

○内藤(譽)政府委員 小牧委員が事務

職員の待遇改善につきまして從来から大へん御熱心にいろいろと献策されておりますことは、私ども大へん感謝に

たえないのでございます。ただ事務職員を一がいに教員と同じといふように

は参らぬと思うのでござります。

兎も角も教員と同様の待遇をうながす

場合、小中学校の場合には比較的教員と生活環境その他が非常に似ておる

といふ点から、これを差別するのによくない、という考え方のようございま

るが、私は必ずしもこれが考慮され

なければ、たとえば大学のような機構になりますと、事務機構は截然と整備されておりまして、一般の事務員と

何ら異ならないといふのが実情でござります。ただ、小中学校の場合には数

が少ないし、先生方との生活環境が比

較的似ておるといふ点について御懸念

になつておると思うのでござります

が、私どもは、事務職員は事務職員な

に将来昇進の道が開かれ、待遇の向

上がはかられるような方向で、行政指

導ができるだけ最大限にいたしておる

わけでございます。

ただいまの定時制、通信教育手当に

づいて支給するものでござります。現実に定時制の先生のうちの大割が夜間の先生でございまして、四割は昼間の先生でございます。この場合に、夜間、昼間を問わず、また通信教育の先生はほとんど昼間でございますが、白井委員の質問に対する答弁以上に、もっと明確に根拠をお示し願いたいと思います。

この場合に、なぜこの手当を支給するかと申しますと、定時制教育というのは全日制の事務職員にも波及すると、生方はほとんど夜間でございますが、白井委員の質問に対する答弁以上に、もっと明確に根拠をお示し願いたいと思います。

○小牧委員 なるほど局長のおっしゃ

るのは一理あると思います。いろいろ

性に基づいて支給するのだ、こうい

う明確な線を引いておりますので、事務

職員に波及することは私どもは差し控

るのは金日制の教育と異なりまして、ど

うしても職場と学校との一体性が考えられなければならないと思うのです。で

から、学校の方で基礎的なものをや

り、うちへ帰つて、あるいは職場にお

いて、そこでいろいろと実習計画が進

授業だけでなく、職場の教育計画との

関連を考えていろいろと指導される、

また子供たちの複雑な生活環境の中で

生活指導をするといふ点にも、非常に

困難と複雑さが伴うという趣旨でこの

手当を創設いたしたい、こういう趣旨

でございます。

この場合、事務職員はそれではどう

かと申しますと、先ほど申しましたよ

うに、これが夜間手当で夜間勤務する

に申しまして、事務職員でも、学校教員特例法の一部改正でこれが実現しなで申しますと、通信教育と四割の昼間の定時制がございますが、この昼間の予定をし、しかもあなたがその際に、必ず実質上教育公務員特例法の適用を願つて法律も成立をいたしましたが、その後の各都道府県の実施状況を見る

と、必ずしも私どもが当初計画をし、超過勤務手当の問題とか、あるいは昇給昇格の問題とか、いろいろ御配慮を得て、たとえば結核休養の一ヵ年延長、三ヵ年の実施とか、あるいはまた

一度は全日制の事務職員にも波及すると、この問題になつてくると思ひます。私は

いう問題になつてくると思ひます。私は

必ずしも私が申し上げた教育公務員特

教育の特殊性、あるいは困難性、複雑

性に基づいて支給するのだ、こうい

う明確な線を引いておりますので、事務

職員に波及することは私どもは差し控

るのは一理あると思います。いろいろ

性に基づいて支給するのだ、こうい

う明確な線を引いておりますので、事務

職員に波及することは私どもは差し控

るのは一理あると思います。いろいろ

性に基づいて支給するのだ、こうい

う明確な線を引いておりますので、事務

職員に波及することは私どもは差し控

るのは一理あると思います。いろいろ

性に基づいて支給するのだ、こうい

う明確な線を引いておりますので、事務

職員に波及することは私どもは差し控

るのは一理あると思います。いろいろ

うお話がありますが、先般、教育公務員特例法の一部改正でこれが実現しない場合に、いろいろあなたの方の御協力を得て、たとえば結核休養の一ヵ年延長、三ヵ年の実施とか、あるいはまた

一度は全日制の事務職員にも波及すると、この問題になつてくると思ひます。私は

必ずしも私が申し上げた教育公務員特

員特例法の一部改正でこれが実現しな

い場合に、いろいろあなたの方の御協力を得て、たとえば結核休養の一ヵ年延長、三ヵ年の実施とか、あるいはまた

一度は全日制の事務職員にも波及すると、この問題になつてくると思ひます。私は

げません。さしあたりこういった法律の改正の際に、事務職員もこれに加えていくといふお考えになられた方がいいのではないかと思うのですが、逆にこれを防ごう防ごうという考え方方が一直到満な発展に努力しておる事務職員の問題の解決には前進がないと私は考へる。いかがですか。

○内藤(督)政府委員 私どもは、教員と事務職員とはやはり職務の上から截然と区別されるべきものと考えております。しかし現実に事務職員の待遇が悪い点については、御指摘の通りでございますので、私どもの努力が十分でないためか、十分改善されていない点がござりますれば、これは今後積極的に改善したい、こう考えておるのでござります。

○小牧委員 まだほかにもたくさん質問される方があるようでありますから、これは深くは及ぼいたしません。いずれ事務職員の身分の問題なり、あるいは学校教育法の改正の問題については、あらためてまた法案その他を検討して、局長にいろいろ御質問したいと思っておりますので、この問題はこれまで一応打ち切ります。

もう一つお伺いしたいのは、この法案の第五条に、「政令で定める実習助手に限る。」こうなっておりますが、これはいかなるわけですか。

○内藤(督)政府委員 実習助手全部を含めるという考え方ございませんで、大体産業教育手当とのときに制限いたしました限度に考えておるのでございま

○小牧委員 私はそれをよく覚えておりませんが、一つ御教示願いたい。
○内藤(譽)政府委員 産業教育手当のときには、実習助手も対象にいたしました。この場合に一定の期間勤務した者たるようには、ある程度そこに資格を設けました。その年半という換算でとったわけでございます。その考え方では、大学卒の実習助手は勤務年限が限なし、短大卒の実習助手は三年、三年といふのは、学歴一年を勘定年限一年半という換算でとったわけでございます。従つて高等学校卒の実習助手は、六年勤務しておった者に支給する。中学卒の者は九ヵ年の勤務年限がたてばその実習手当を支給する、こういうことにいたしまして、大体六割割りはそれ以上が対象になるものと考えております。
○小牧委員 一応産業教育手当のときの条件はわかりました。それと今度も同じようになりますか。
○内藤(譽)政府委員 さようでござります。
○小牧委員 これはまた産業教育手当の問題で論議しなければならぬと思うのですが、今の条件を聞いておりますと、これはどうも非常に差が多過ぎるとのではないかと思います。何もそんな年に六年とか九年とかいうふうに限らなければ、それは額その他いろいろ配慮する余地は十分あると思うので、ある程度その学校に勤務しておられる実習助手であるならば、これはできるだけ公平にこういう手当が行き渡るようになりますけれども、そうすればかわりに三年なら三年、四年なら四年といふ思ひのですが、どうですか。
○内藤(譽)政府委員 お説かもつとも

う年限になると思いますが、その端も学卒もみんな同じでいいかという議論になつてくると思いますので、そこはやはりある程度学歴といふものも考慮に入れて、勤務年限と学歴を適当に考慮した案が今の案でございまして、今のこと私どもとしてはそら無理な立場ではないと考えておるのでござります。

○小牧委員 その点は私もよく調べておりませんが、もう少し研究させていただきたいと思います。

それから大学学術局長にお伺いします。今回のこの法律の改正案によると、旧制の大学、特に医科大学が廃止されるという条文があるわけあります。が、ここに掲載されておる旧制医科大学のはかにまだ残つたものはどのくらいあるのですか。

○小林(行)政府委員 今回この法案によりまして廃止される旧制の医科大学は十二大学でございますが、それ以外になお旧制大学で存続年限のありますものが旧総合大学、旧帝国大学でございますが、それからその他官立大学等を含めまして十二の大学がござります。

○小牧委員 次にお伺いしますが、これは今回新たに幾つかの工業短期大学が新設される法案であります。これについては西村委員からいろいろ御質問がございましたが、ここに今提案された新しい短期大学は、もちろんそれぞれ各地方の強い要望があつたと思いますし、そういう御答弁でございまして、まだほかにも相当あるのですか。

た基本的なものを守って、そうしてそれをあくまでも充実させて、日本の講しておる科学技術の発展に寄与すべきである。特に六・三・三・四制のうつた学校制度の根本体系は、あまでも堅持すべきである。こういう場合で前の専科大学法案が提案された場合には審議をいたしました。従いまして、今答弁をお聞きいたしますと、充をしたいという御答弁でありますし、が、具体的には拡充ということがどういうことかよくはつきりわかりませんが、今回新たにこういう数校の新設工業短期大学の法案が提案されておますが、この際文部省としてはあくまでも本来の学校制度の体系を守つて、この充実にこそ全力をあげるべきである。特に文部大臣におかれましても予算等の獲得においても、こういふ方向にこそ大いに努力されるべきである。私は考えるわけであります。この点について局長並びに大臣の御所見を承ておきたい。

きましても、もちろん現在短期大学基準というものがございまして、これに基づいて設置されるわけでございますが、その基準通りに実施をいたしていながら、さらに検討をしなければならぬと思つております。

○松田國務大臣 わが国の大学をその施設、設備、教官すべての点において大いにこれを充実して参りたいと考えております。

〔白井委員長代理退席、船葉委員長代理着席〕

船葉委員 ひとり短期大学のみならず、四年制大学の国立、私立を通じ、その制度も現期大学の問題につきましては、専門学校制度をこしらえるということについて御審議願つた法案は、三たびにわたり流れた事情にあります。これらの学校関係者の説によれば、今日この専科大学制度を設けるならば、短期大学においても少しも反対はないというふうに唱えておる人もあります。そういう事情もあり、またわが国全体の大学コースすべてを考えてみます。そぞういう事情もあり、またわが国正し、充実せしめていくかということについて、もつばら今頭を悩ましておられるわけでありまして、審議会を通じてこれら問題を最も急を要すると考へられる問題から順次検討して参りたいと考えておるわけでございます。

一般ある日本の国会議員がアデナウアーに会つたときに、日本には大学が五百もあるといふのはほんとうか、ほんとうです。国立大学でも七十以上も

あるというのだが、一体教授をどうすればいいか、もちろん現在短期大学基準といふ問題については、もちろん私どもそういう気持ちを持っておりますが、さらに検討をしなければならないと思つております。

○松田國務大臣 この世界の大学に出しても恥ずかしくないぞと言わせて大いに弱つたというふことを聞きましたが、いろいろの面についてわが国の大学の現状をどうすればいいかということについて、ほんとうに力を入れて、その設備、施設等を考え、また制度の上においても十分にこれを検討して進めて参りたいと考えております。

○小牧委員 ただいまの大臣の御答弁を聞いて、私は一応この問題はこれで打ち切りたいとは思いますが、ただその中に専科大学云々については反対はない、こういうようなことを言つておる人もおるというよな、ど

うもあなたの考え方であるのかどうかお考へであるのかわからぬような御答弁がございましたけれども、今こ

れでこの問題を論議しようとは考えておりません。ただ先ほど申し上げまし

たよな理由によりまして、こういう

点については十分慎重なる配慮と御研

究が必要である。国会の議員やその他

の方々の考え方なりその他短期大学協

会等、いろいろな各方面の意見も十分

正確にこれを調査して、誤りのないよ

うに一つ善処されたいということを大臣に御要望申し上げます。

最後に局長にお伺いしますが、第十

二条のこの「授業料その他の費用の全

額若しくは一部を免除し、又はその徵

取を免除することができる。」これの

内容についてお伺いしたい、これが一

あるというのだが、一体教授をどうしておると言われたときに、ほんとうに困つたという話を聞きました。ドイツにおいては、大学は十六よりないが、さうに検討をしなければならぬと思つております。

○小牧委員 たゞいの大学のどの教授でも、どそのいすれの大学のどの教授でも、どその世界の大学に出しても恥ずかしくないぞと言わせて大いに弱つたということを聞きましたが、いろいろの面についてわが国の大学の現状をどうすればいいかということについて、ほんとうに力を入れて、その設備、施設等を考え、また制度の上においても十分にこれを検討して進めて参りたいと考えております。

○小牧委員 ただいまの大臣の御答弁を聞いて、私は一応この問題はこれで打ち切りたいとは思いますが、ただその中に専科大学云々については反対はない、こういうようなことを言つておる人もおるというよな、どうもあなたの考え方であるのかどうかお考へであるのかわからぬような御答弁がございましたけれども、今ここでこの問題を論議しようとは考えておりません。ただ先ほど申し上げましたよな理由によりまして、こういう点については十分慎重なる配慮と御研究が必要である。国会の議員やその他の方々の考え方なりその他短期大学協会等、いろいろな各方面の意見も十分正確にこれを調査して、誤りのないよう一つ善処されたいということを大臣に御要望申し上げます。

最後に局長にお伺いしますが、第十一条のこの「授業料その他の費用の全額若しくは一部を免除し、又はその徵取を免除することができる。」これの内容についてお伺いしたい、これが一

○福葉委員長代理 次に、学校教育に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がござりますので順次これをお許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 最近、学校の給食の問題で中毒事件が起つておるようあります。どういう状態でございましょうか、岡山県で中毒が起つり、またその他の県におきましても不良品が使われておる。粉ミルクの問題では、

先年日本の代表的なメーカーが不良品を出ししまして、たくさんの子供が死にました。そのときに私ども厚生委員会いたしまして実情を調べたのでありましたが、その代表的なメーカーの作りました。

今日は輸入の粉ミルクということであります。不潔さがあるものである。また医学的にも非常な毒を持つておるものであります。

○清水政府委員 昨年の四月から今まで学校給食に必ず関係があるといふものも含めまして、学校給食に関係があると思われます。食中毒の件数は、十

二月十四日までといたしまして六件ございます。中毒患者は二千五十七名に達しております。これらの事故は、大体食品の処理あるいは購入が必ずしも適切でなかつたといふようなところに原因があるようであります。けさほどの新聞を見て実はびっくりいたしまして調査いたした事件は、岡山に脱脂粉乳に基づく食中毒事件が発生したというのでございますが、脱脂粉乳から発生した事件は今まで比較的少いのであ

ります。と申しますのは、脱脂粉乳いわゆるスキム・ミルクは、輸入するやいなや輸入港でもって厚生省の試験官が

それを検査いたしまして、不良品あるものは不適品は除いてこれを配給いたします。このたび岡山にそういう事件が発生いたしまして——これはあからさまに申し上げるわけであります。にもかかわりませ

ず、このたび新聞を出る前にこちにわかるわけであります。このたびは新聞を見てけささつそく調査をいたしました。岡山の事件を簡単に申上げますと、岡山の井原市といふ市に数校、小学校がござりますが、一つの小学校で、新しいカナダから入れられました脱脂粉乳を最初に飲んだのが三月の七日でありますけれども、そのときは何でもなかつたのであります。教日後の中日にまた飲んだわけであります。ところが翌日、先生のうち二、三人

が、きのうの給食の関係だらうと思うが、どうもお腹の工合が悪かつたといふ先生がおられまして、ひょっとすると児童にもあるのじやなかろうかといふので調査いたしました。

ところが十日には調査いたしましたところが、五百七十一人の給食を受けた人の中で、百五十人といふものが、どうもお腹の工合が悪かつたといふ先生があつたわけでござります。それがあつたわけであります。それがあつたわけ

であります。中学生は二千五十七名にいたしまして、児童は五百七十一人です。ところが、五百七十一人の給食を受けた人の中でも、百十五人の腹痛がありまして、そのうち薬を飲んだ人が三十六人、それから下痢をした人が三人。欠席状況を調べましたところが、その小学校は出部といいますが、欠席した子供は十三人。平素どのくらい欠席しているかと

いうと二十人内外だそうでござります。しかし、そのために欠席した人はないの

じゃないかと思いますが、とにかく百十五人の子供が腹痛あるいは下痢が起きたという事実があるわけでござります。それでどうもきのうのあれはまさかつた、変なにおいがしておつたと

いうようなことがあったのでござります。さつそく教育委員会に報告をして調査いたしましたところが、ポリエチレンの袋との間にカビがあつたものがござります。それを発見いたしましたので、岡山県当局といたしましては、ミルクの使用を一時中止いたしまして、ただいま県衛生部でもって検査させておるわけでござります。私どもいたしましては、そういうようなカビがあるとかぬれているとかいうようなものが厚生省の検査後あるいは発生して、学校その他でもってそれを発見した場合には、それを使わないようにそのつど指示をいたしておるような次第でござります。

なおそのほかに、新聞によりますと、静岡にも同じような事件があつたといふので、さつそくよう調査をいたしましたわけでござりますが、静岡県でたしかわけでござりますが、静岡県で

は島田と静岡市と坂部という学校、計六校では、中毒した人は一人もなかつたのでござりますが、どうも飲んでも

ます。それはポリエチレンの袋に入れて、その周囲を厚い紙五枚でもって包んであります。袋にいたしまして九万一千四百七十五袋でござります。こ

とは事実でござります。それからその袋と厚い文具紙のよろ紙を五枚重ねたその箱に入つておるわけでござりますが、その間にカビが出たといふことは事実でござります。それで特殊法人であります日本学校給食会といたしましても、配給する場合にはその点をよく注意して使うように

お話をいたしました。神戸と横浜に外国のスキム・ミルクを輸入いたしますと、先ほど申し上げましたように厚生省の出先の検査官が検査をいたしました。そしてそれを配給いたすわけでござりますが、途中で水に浸つたりある紙袋の間にカビがはえておつたといふふうに通知を出しておることも事実でござります。

○長谷川(保)委員 今のお話ですと、外が破れておる、そして袋の口の結び方がゆるいのがあるといふようなお話をされると、なおこのポリエチレンの袋と紙袋の間にカビがはえておつたといふふうな話でござりますけれども、これ

はなんのようないたしておるのでござります。静岡県ではその点慎重に慎重を重ねて今検査をいたしておりますが、

静岡県では中毒事故はないようでござります。以上が実情の報告でござります。それが配給されたわけでございまして、袋の入口がゆるんでおる、しかも先ほどお話をのように

悪臭があつたり、あるいはますい酸化しているのでありますから、何であります。それでどうもきのうのあれはまさかつた、変なにおいがしておつたと

いたしまして、袋の入口がゆるんでおる、しかも先ほどお話をのように

悪臭があつたり、あるいはますい酸化しているのでありますから、何であります。それでどうもきのうのあれはまさかつた、変なにおいがしておつたと

いたしまして、袋の入口がゆるんでおる、しかも先ほどお話をのように

悪臭があつたり、あるいはますい酸化しているのでありますから、何であります。それでどうもきのうのあれはまさかつた、変なにおいがしておつたと

それをより一そく検査をしていかなければならぬと思うのでござりますが、これを地方に配給する場合、途中でもつて気候その他の関係で不適のようになつたものもあるのではないかと思ひます。それから私ども調査いたしますと、カナダのこの二千七十トンの中には——カナダではスキム・ミルクを作つてゐる会社がたくさんあるわけでござります。十社あります。十社で作ったものを合わせまして二千七十トンといふものがあるわけでござりますが、どの社の製品が今申しましたような不適品や事故品であつたかといふことも調査をいたしておるわけでございまして、このようなことが出たということは非常に残念でございますので、今後学校のスキム・ミルクが絶対こういうことのないよう十分措置して参りたいと思つております。

○長谷川(保)委員 これは二月十日に神戸港に到着した品物のようであります。そしてこれを各地に配つて、この岡山県の出部の小学校で使つたのが九日であります。それによつて十四日朝までに百六十人の下痢、腹痛患者、中毒症状を起こした者が出了、こういうことであります。ところがこれを笠岡保健所で調べているのは、新聞によると十四日ということになつておる。あまりにその間に日がたち過ぎていてはなかろう。幸いにして、今度のものは今までのところではそうひどいものではないようでありますけれども、もしこれがもつと悪質なものであれば、大へんなことであります。あまりに日がたち過ぎていてるので私は不審

にたえないのです。厚生省では一体どういうような報告を受け、どういうような処置をしたのであるか、厚生省の方の御意見を伺いたい。

○阿曾村説明員 厚生省がキャッシュいたしましたこと並びに処置について御説明申し上げます。

ういうように処理しておるのか。これらいう事件が起つたらすぐ保健所に通知するのでしょうか。どういうことになつておるのでですか。

それから同時に、先ほどお話をのように、袋が破けておつたのは、これはほとんど廃棄処分にしたようでありますけれども、こういうような約五万にわたりますものが不合格になつたといふような場合に、厚生省の方では、ことなりにカビがはえているといふようなこと

それからこれは少し張り付けてございますが、これがこのくらいの厚みのもの四枚ぐらいであります。これがの下。それからボリエチレンの袋に つておる、こういう状態のものであります。ちょっと衛生的に見ますと、などかありますと、これやすい状

うにということを通知いたしまして、とりあえすはそういう措置でもつて、今後そういうものがさらにつながり続発するといふに、さわに根本的な原因がわかりますとともに、さわに根本的な対策を立てまして、再びこういうことのないよう薦めたいと、いろいろ考えております。

ば、これは当然保健所に直ちに通知をして、県の衛生部に通知する、同時に学校長は教育委員会に、教育委員会は直ちに文部省にしていなければならぬ。しかもその地方の者だけでないに、やはりこういうような給食用のものであれば、国全体に配給されるわけですから当然直ちにその手が打たれなければならぬ。どうもその組織がうまくできていないのではないか、あるいは組織はできていてもやつていいのではないかと思われるわけであります。こういう点、私はもうと厳重に処置をしてもらいたい。そもそも親たちはこういうふうなことをが起こりますと心配であります。ですからその態勢をもつとせひしつかりやつていただきたい。

ちに食用以外の用途に供するものに廃棄処分をいたしておるわけでありあります。廃棄処分といいましても、それ以外の用途に供せられるということでお流れおりません。もう一つは、まだ保留分がござります。それは内容が、水かぶりあるいは袋がこわれる等でございまして、非常に複雑な状態にありますので、現在のところ検査を進めております。それが九千百二十一袋ござります。そういう状態でございまして、私の方としてはできる検査は抽出検査でございますが、全部保証のつない限り通過を許さない、そういう程度で臨んでおります。

てある。それからそのほかに魔術を命じたものもある。こういうようなひどい事情の場合には、やはり特別な注意を要すると思うのです。私もかつて厚生委員や社会労働委員をしておったので知つておりますが、厚生省の検査官の不足といふものは非常にひどいものだ。私もその当時しばしばそういう検査官の増員を当局に要請をしたのでありますけれども、なかなか手が回らぬということを考えられます。こういうようなひどい故障がありますものを、ことにミルクのような非常に細菌のつきやすい繁殖しやすいようなものを輸入して、そして学校給食にするという場合には、特に十分な注意を要するし、その注意書をつけて十分検査した上でこれを地方に回すというならば、地方でもそのつもりでこれを扱い

はいたえないのであります。が、厚生省で
は一体どういうような報告を受け、ど
ういうような処置をしたのであるか、
厚生省の方の御意見を伺いたい。
○阿曾村説明員 厚生省がキャラッチ
たしましたこと並びに処置について御
説明申し上げます。

ば、これは当然保健所に直ちに通知をして、県の衛生部に通知する、同時に学校長は教育委員会に、教育委員会は直ちに文部省にしていなければならぬ。しかもその地方の者だけでなく、やはりこういうような給食用のものであれば、国全体に配給されるわけですから、当然直ちにその手が打たれなければならぬ。どうもその組織がうまくできていないのではないか、あるいは組織はできていてもやつていいのではないかと思われるわけであります。こういう点、私はもうと嚴重に処置をしてもらいたい。そろしないと親たちはこういうふうなことをが起こりますと心配であります。ですからその態勢をもつとせひしつかりやつていただきたい。

ちに食用以外の用途に供するものに廃棄処分をいたしておるわけでありあります。廃棄処分といいましても、それ以外の用途に供せられるということでお流れおりません。もう一つは、まだ保留分がござります。それは内容が、水かぶりあるいは袋がこわれる等でございまして、非常に複雑な状態にありますので、現在のところ検査を進めております。それが九千百二十一袋ござります。そういう状態でございまして、私の方としてはできる検査は抽出検査でございますが、全部保証のつない限り通過を許さない、そういう程度で臨んでおります。

てある。それからそのほかに魔術を命じたものもある。こういうようなひどい事情の場合には、やはり特別な注意を要すると思うのです。私もかつて厚生委員や社会労働委員をしておったので知つておりますが、厚生省の検査官の不足といふものは非常にひどいものだ。私もその当時しばしばそういう検査官の増員を当局に要請をしたのでありますけれども、なかなか手が回らぬということを考えられます。こういうようなひどい故障がありますものを、ことにミルクのような非常に細菌のつきやすい繁殖しやすいようなものを輸入して、そして学校給食にするという場合には、特に十分な注意を要するし、その注意書をつけて十分検査した上でこれを地方に回すというならば、地方でもそのつもりでこれを扱い

ますからよろしくうながしますけれども、どうもそちらうながす手本か
が起きやすい。今後そういう点について十分考えてもらいたい。

りではないか。その間に厚生省と文部省あるいは直接の責任者である日本学生連盟、校給食会、これらいわゆるとの間の連絡がどうも不十分だと思うのです。このようなことでは今後もやはりこういうような事件が起つて、その際に

それから、いま一つ伺つておきたいのは、この輸入は一体どういふよくな条件でされたのか。たとえばいろいろな損害につきましてはどこが損害を負うのか、日本給食会が負うのかどうかが負うのか、この点ちょっと伺つておきたい。

○清水政府委員 最初入札いたすとき
などに全部調べまして輸入いたすのでござりますので、学校給食会として
その責任を負つておるわけでござります。
それで、この不適品が出来ますと、
逆にこれを家畜用料に入れるつで、
事情で入れておるのか。この損害は学
校給食会が負うのか。こういう点を伺
いたいのです。

○長谷川(保)委員　いずれにいたしま
ります。その金額は脱脂粉乳として、学
校給食用のスキム・ミルクとして売る
値段よりも——一ポンド四セントで入
れておりますからして、それを上回る
ということを申し上げたわけでござい
ます。

五%くらいでござります。今度力ナダ
から入れましたものは意外に多いの
で、私自身としてもびっくりいたして
おるわけでございまして、今後外國輸
入の際には、とくとこの辺は考慮してお
進めていかなければならぬと思ってお
る次第でございます。

では一体どうなつてゐるのか、厚生省と文部省の双方から事情を承りたい。

○清水政府委員 学校給食関係につきまして、私どもは輸入する際、またそれを配給する際、また下部へいきまし

ルクの在庫の関係から、昨年十一月に緊急輸入として、CCCから輸入できませんでしたので、カナダから二千七十トンを入れたわけでございます。そ

ざいますが、金額その他から申しますと、その損害をカバーするということになつております。

を買入れないで、アメリカからの輸入品はカン入りのようになりますが、今後そういう間違いの起きないよう、また先ほど来申し上げておりますように、こういう事件が起こりました

が、これは同種のものという話でない
が、これはどういう同種ということをな
んですか、もう少し詳しく御説明願い
たい。

てそういう中毒の起きないところに、中央におきましては文部省と厚生省、地方にいきましては教育委員会なり学校から県の衛生部あるいは保健所と密接な関係を持って從来やつてきておるわけですが、今後ともその点についてはなお一そく密接な連絡をとつていかなければならぬと思っておりま

れ以後、現在はまたアメリカのCCCCから輸入をいたしておるわけでござります。アメリカから輸入のものにつきましても、それから今度のカナダのものにつきましても、若干は不適品、不良品があるわけございますが、カナダのものは従来のアメリカのものに比べて多いようでござりますけれども、これら出来ました不適品につきまして

なるのか。それとも、その損害は、一般の給食の方にかぶせておるのか。そうならないでくると、そこに非常に重大な問題が出てくるわけであります。外国から輸入をして、こんなにたくさんの一割の不良品が出たということになりますと、しかもそれをほかの者にかぶせねばならぬということになると、これは容易なることではないと思うのです。

ときにはすみやかに、短時間にこれが次々と処置がとられていくといふ態勢がどうもできておらぬようと思われるので、今後ともこういう問題についての十分な組織、運営を作つてもらいたい。厚生省と文部省とともに十分に連絡をつけ、また文部省と学校給食会の方も十分な連絡をつけて、二度とこういうあやまちがないようにしてもらいたい。

トに分かれております。不良品となつたもの、すなわち保留在は一社に固まつております。そういう状態でござります。それから不良品がこういうふうにたくさん出るということは、たとえば船が全部水をかぶつてしまつると全部不良品になる。外装の関係その他がございまして、外見上すでに不良である。細菌検査に至らない前に、すでに

○長谷川(保)委員 だから、この点、厚生省の方でも文部省に対する連絡をもつとしてもらうような組織を組んで

は、日本学校給食会が不適品を全部回収いたしまして、それに魚の骨とかいろいろ入れまして、家畜飼料といたし

○清水政府委員 児童にこれとの関係があるかということをごさいますが、御承知のこととく、児童たは一食につい

○西村(力)委員　関連して。人間の食
たいといふことをお願いしておきます。
す。

不良であるといふものも相当あるわけでござります。これは外見の問題で、私の方で不良とする場合は科学検査、

おく必要がある。そうしないと、今のように厚生省で検査して、これで大体いいだろうということでのままきまつてしまつた。しかし実情を調べてみると水がぶりあるいは袋が破れた、カビがはえたという不良品が非常にたくさんあるわけです。こういうようなものは特に注意していただければよほど防げるのではないか。その間にどうもお役所お役所で全然連絡がないという点でござりますと、こういう手落ち

まして、農林省の指定している団体たる
これを売っているわけでござります。
従いまして、これを考えますときには、
今後は、たとい緊急に入れる場合に
も、こういう故障品の少ないところか
ら入れなければならぬいと思つておる
次第でござります。

で脱脂粉乳を二十二グラムといたしまして、
で配給しておるわけでございまして、
それの金額には全然関係はございません
ん。先ほど不適品が出た場合高くなる
のか安くなるのかというお話をござい
ましたが、脱脂粉乳は従来一ポンド四
セントぐらいで輸入しておるわけですが
ざいます。もちろん關税はかかるつてお
りませんこれが不幸にしてもし不適品
が出来ますと、横流しは絶対できません
し、してはならぬのでございますが、

べるものとして輸入するものが、一割
も不良品が出るといふようなことは、
これは重大な問題であると僕は思うので
す。大体そういうものを人間に食わせ
るという考え方が間違っている。これ
は重大な問題であると思うんです。一
体そういう事故率は平均してどのくらい
ですか。やはり一割ですか。

○清水政府委員 従来外国から入れて
おりまするスキム・ミルクは、主とし
てアメリカのCCCから入れたわけで

異物検査、細菌検査までやつて、それで不良品としての処理をする。もろんその前の、水をかぶつて、もうかびて問題にならないというのは、外見検査で落とします。不良検査の量がどのくらいの割合であるかということは、ただいま局長からお話をなられた通り、全部が全部そうだというわけではございません。これは特にそういうような状態が多くたった船であつた、こういうことでござります。

○西村(力)委員 水をかぶつたといふ
ようなことも、大体デッキの上に積む
材木並みに考えておるということじや
ないか。ほんとうに人間に食わして栄
養改善をやり、抵抗力の弱い子供たち
に食わせるのに、水をかぶらせるよう
な取り扱いをすることがおかしい。今
五重の包装になつてゐるといふが、そ
の表には何と書いてあるか。僕は英語
はわからぬけれども、フォー・メンと
かフォー・チャルドレンとかイーティン
グとかいろいろになつてゐるが、それ
ともフォー・家畜となつてゐるか、こ
の包装の表書きはどうなつて います
か。

○高野説明員 表書きとかそういうこ
とじやなく、食糧である、スキム・
ミルクであるということが記載され
ております。それからデッキの上にあつ
たのが水をかぶつた、あるいは船お
ろしの際に水をかぶる、そういうこと
は操作上やむを得ないことだと思いま
す。そういう意味で常に看視を強化し
ていこう、こういうふうに努力をして
いるわけであります。

○西村(力)委員 スキム・ミルクとい
うのは品物それ自体を表示しているん
です。何の用途であるかといふこと
じやないと思ふんです。僕はそう思ふ
んですが、どうなんですか。

○清水政府委員 そこには食糧とい
ふ意味のこととが書いてござります。ただ
過ぎ去つたことを申し上げますと、学
校給食を始めた昭和二十一年から一
三年ごろは、国内の一部には、このス
キム・ミルクというのは外国では家畜
に飲ませるもので、われわれ人間に飲
ませるのは何事だといふようなことが
ありまして、一時学校給食のP.R.に

困ったことがあるわけございません。人間が食べる食糧用のスキム・ミルクと家畜が食べるそういうものと、全く違つた理由、原因は、ロッパの早書が続きまして、それで輸入されたために少くなつたところから考えましても、このスキム・ミルクでござります。先ほどアメリカから輸入しておられますCCCの在庫品が非常に少くなつたという理由、原因は、ロッパの早書が続きまして、それで輸入されたために少くなつたところから考えましても、このスキム・ミルクでござります。

○西村(力)委員 そういうことです。ならば、水をかぶつたりなんかするような積み方をするといふようなことはあり得ないことだと思うのです。そういう不良品に対してはやっぱりこちら側としては、買手としては、はつきりとした態度をとつていかなければなりません。何かいさか恩恵的な立場で、そういう不良品を多量にかかえて、それを半ばありがたがつたような形で受け入れるというようなことは、改めなければならないと思うのです。それでは、不良品を家畜の飼料なんかに払い下されるときには、とにかく学校給食会の経理の中にはマイナスが出るはずでしょ。そのマイナスはどこでどう埋めるのです。

○清水政府委員 府県へスキム・ミルクを配給し、不幸にしてそのうちから不適品が発見されたものは、それだけ除外して、除外されたものを府県へ一定のきまつた価格で渡すわけござります。不良品は全部日本学校給食会が受け持つて、それを買却するわけござりますから、府県にあります何々

○西村(力)委員 それは府県の段階はそれでいいでしようけれども、中央の段階、総元締めの段階では、不良品を払い下げる場合にはもちろん単価を下げてやらざるを得ないと思うのですが、そのマイナスはどうカバーされるか、そこはどうなっているか。

○清水政府委員 従来外国から輸入いだしておられますスキム・ミルクは一ポンド十五、六円でございます。税金もかかるつております。国内の食料用のスキム・ミルクは一ポンド百円以上いたしておるわけであります。それで不幸にして不正品が出ますと、これを人間が食べられないようになります。畜用にこれを回すわけでございますが、回します場合に、農林省が推薦した団体に入札で出すわけでございまます。そうしますとその金額は各県に売り渡す金額よりも相当高くなるというような実情でございます。

○西村(力)委員 それは何かをまじえて、今度はほんとうの家畜飼料として(笑声)渡すときには高くなるかもしらぬけれども、そのものとなるスキム・ミルクそれ自体の原価のはじき方はやはり高いですか。そうすると、学校の子供にやらぬでみんなそっちへ売った方がもうかるな。今度混合して払い下げるときには高くなるけれども、そのもとになる、原価計算になるスキム・ミルクの値段は、やはり学校に配給するよりは下げるやうなきいかぬじやないか、そのマイナスはないかといふことなんです。

○清水政府委員 不適品でなくして、りっぱなスキム・ミルクは、それを市価

ございます。従つて、その点私どもが一番心配しているのも、これをわきに横流しすることがあつてはならない。適品はあくまでも学校給食用として食べるのだ。これを横流ししたら厳罰に処せられるわけでございまして、その点私ども一番苦労しているところの一つであります。

○西村(力)委員 いや、それはわかるんだ。わかるけれども、学校に渡すときに一ポンド十四円とか言つたね。今度はその不良品だ。それを何がまじえて売る場合に何ぼといふことになるが、そうするとその不良品は、原価計算の場合、学校に渡す場合よりも下がつた価格で計算するという工合にならないのか。それは同じ価格でやるのですか。そこのところがどうもおかしいんだな。

○清水政府委員 不適品として売却する場合には相当高く売れるわけございますが、高くなつたその金は日本学校給食会の物資經理に入りまして、翌年度の学校給食費の単価に組まれるわけであります。

○西村(力)委員 それじゃ、厚生省も思い切つて不良品を出してくれたらいといふのです。(笑声)普通の場合ですると、計算してマイナスを与えるとなればそこに問題もありますが、その方がかえつて翌年度の学校給食の単価をはじく上によけいになる。それで穴を埋めてくれるといふんなら、これはやはり徹底的に検査をして、不良品をどんどん出してくれた方がよろしいと思うのです。大へんおもしろい經理を聞きましたが、先ほどの袋の上に書いておるところをちょっと見せてもらつてや

うよろんな事故が起きる。その取り扱いとしての断固たる立場をとるべきであります。厚生省には一つ徹底的な検査を、もうけるためにもやつていただきたい。いろいろなことをお願いして終わります。

○長谷川(保)委員 実際は、給食にスキム・ミルクをやりましても、あまりおいしいから喜ばれないんでしょう。それで私どもは前からよく言うのね。それでは、おそらく経済の問題でできないというところであります。地の農家の牛乳をもつとくれるよくなりたいけれども、実際に私どもの地元で給食しておるのを見ますと、やはり子供があまり喜ばない、飲まないんですね。それでこのスキム・ミルクを飲んでしまうなりをして捨てるというようなことも相当ある。ですからそういうことは非常にうつたいたいのであって、実際もし学校給食に農家の牛乳を使うということになれば、今の日本の農家がさか立ちして牛を飼つたって足らない。それがそういうようにいかななものですから、一方では農家は乳業大資本に絶えずあやつられ、ぶつたたかれて、安い値段で買われたり、少し上げてくれるるとまた牛を飼う、牛を飼うとまたすぐ牛乳が安くなるというので、非常に困つておる。私は子供たちの非常に喜ぶ、そうして危険の少ない牛乳を使うという工夫をしてもらつたらどうか、こういうよう前に思つてありますけれども、これがうまく

Digitized by srujanika@gmail.com

進まない理由は何でありますか、
経済的な理由でありますか、その
ほかにありますか。

○清水政府委員 ただいまズキム・ルクの味の話が出来ましたが、学校給食課の始まつたころは、どうもおいしくないといふ傾向があつたのであります。が、昨今脱脂ミルクは非常においしくなつて、私も一、二回試食をしたのですが、ございますが、その中にたとえばバターを少し入れるとか、あるいは脱脂粉乳を料理に少し回すとか、非常に昨今おいしくなつております。私の知る限りにおいては、飲まないという人は少ないのであります、いつかこの点は先生方の現場の御视察と御試食をお願いしたいくらいに思つておる次第でございます。

○清水政府委員 風さんが昨今はやり出したのであります。特に二月の上旬にはやつておられました。それで、東京都の学校の中にも入ってきたといふことがあります。その後事はどくなつておるか。この前一応文部省の方に伺つたのであります。文部省厚生省ともに、どんなふうになつておられるかお聞きいたします。

臨時休業というよろなものがあったのではございません。ところが、その後東京都で発生いたしまして、昨日の調査によりますと、東京都の風しんは九校、学級閉鎖が十六学級、患者数が百八十九人と聞き及んでおります。これも児童の学校の先生方の適切な御処置によりまして、昨日はそうであつたのであります。しかし、きょう十六日は風しんは三校、学級閉鎖は三学級といふことになります。聞くところによりますと、風しんは十年か十五年に一度ずつ大流行を来たすそらでございますけれども、県衛生部、学校それぞれの御協力によりまして、まず大流行ということではなく済みそうじゃないかと思つておる次第でございます。

す。従いまして学級閉鎖それから学校臨時休業といふよろなものがあつたのでございまして、静岡県においてはまるでなくなつたのではないかと思っております。ところが、その後東京都で発生いたしまして、昨日の調査によりますと、東京都の風しんは九校、学級閉鎖が十六学級、患者数が百八十九人と聞き及んでおります。これも現場の学校の先生方の適切な御処置によりまして、昨日はそうであつたのであります。が、きょう十六日は風しんは三校、学級閉鎖は三学級ということになつております。聞くところによりますと、風しんは十年か十五年に一度ずつ大流行りを来たすそ�でござりますけれども、県衛生部、学校それぞれの御協力によりまして、まず大流行ということではなく済みそうじやないかと思つておる次第でござります。

〔秘書委員長代理退席　白井委員長代理着席〕
インフルエンザの方は、東京が相当多かつたのでござりますが、昨日六校、学級閉鎖が六学級、六十三人の患者者があつたわけでございます。本日の調査によりますと、六校が四校に減りまして、学級閉鎖も四学級、これも次第に鎮静におもむいていくのじやなかろうかと思つて、次第でございます。

えたときござりますから、そぐつ込んだ御質問はいたしません。ただ從来わが日本の教育界はいろいろ混乱を続けて参つております。特に昭和三十二年の勤評問題を契機といたしまして非常に混乱を続けて参り、いわゆるどろ沼に入つておつて動きがとれない。これではわが日本の教育のためにはなはだよろしくないので、何とかそれを解決しなければならないという希望は各方面から非常に強いものがござります。従つて松田文部大臣におかれましては、これら的情勢を見て、すでにたしか前後三回にわたつて日教組の幹部といろいろ話し合いをされた、かよろに私は記憶をいたしておるわけであります。それらの努力にもかかわらず、いまだにこれが解決を見ておらない、こゝいうときに本日、日教組の申し入れに応じて三十分、非常に時間は短いと私は考えておりますが、日教組の幹部と会合されるということを承つて、非常に喜びにたえないわけであります。現在の教育界の混乱を何とか正常化しなければならない。日教組はあくまでも勤評に反対をして、また文部省はこれを強行しよう、こういう態度でずっとと参りますならばこれは並行線でございまして、何ら解決の見通しがつかない。従いまして、文部省もまた日教組の方も、両方からある程度の歩み寄りがない限りは、今日の現実の打開は困難である。こう私は考えるわけであります。が、これらの点に立つて、日教組の諸君と本日のこの問題について私は話し合いたいとしたことはございませんから正確には存じませんが、日教組の過般の大会において、勤評その他の問題に対する今日までの態度につ

いては、若干の修正を加えてきておる
ようであります。正確には存じません
が、言うなればやや姿勢を低くいたし
まして今日の会談に臨むわけであります。
す。少なくとも中央の交渉において何
とか円満なる解決をはかりたいという
非常に強い意欲のもとに会見を申し込
んだと私は聞いております。従いまして、
先ほど申し上げた通り、本日の文部大臣
との会見は、国民の大多数が非常な関
心を持って注目いたしておりますであらう
と私は想像をいたしております。本日
の会合で直ちに解決の糸口が見出され
るかどうか、これは疑問でございます
けれども、日教組もまた文部省にお
いても、誠心誠意これらの客観情勢を
十分考えて、そうしてお互に解決へ
の歩み寄りができる態度をもつて臨ん
でもらいたい、私はかように考えてお
伺いをいたすわけであります。先ほ
ども申し上げた通り、会見の前でござ
いますから、突っ込んだ御質問はいた
しませんが、文部大臣がそれに臨むに
ついての態度、心がまえについて、で
き得る限りの御所見をお伺いいたした
い、かようくに考えるわけであります。

昭和三十五年三月十九日印刷

昭和三十五年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局